

「北海道ケアラー支援条例（仮称）素案」についての意見募集結果

令和4年2月10日

北海道ケアラー支援条例（仮称）素案について、道民意見提出手続により、道民の皆様からご意見を募集したところ、16人、16団体から、延べ62件のご意見が寄せられました。

ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

なお、「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

1 「条例全般」（14件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
これまで想定されてこなかったヤングケアラーの問題を含め、ケアラーの問題（特にヤングケアラー）は今後の社会福祉構造を整える上で重要。 条例制定によりケアラーという言葉の認知度の向上を図り、地域全体で支えあう仕組みづくりに期待。 小規模自治体においても、北海道の条例の主旨に基づいた施策の展開が必要。	道では、ケアラーの方々の状況に応じた支援策を市町村や関係機関、学校などと連携し、地域において展開していくことが重要と考えており、ご意見につきましては、案と同様の趣旨と考えております。 B
この条例は、ケアラー本人と本人を取り巻く環境づくり、地域づくりを目指す理念であり、賛同する。ケアラーの支援には地域の実情や文化、世代、家庭内の課題など個別性が高いと感じる。	ケアラーは年齢や置かれている状況が様々であり、市町村や道民の皆様、事業者、関係機関、支援団体などと連携してケアラーの方々が安心して暮らしていくことができる環境づくりに努めてまいります。 B
ケアラー支援の大切さや重要性を周知し、広く道民に認知・理解度を高め、道や市町村・関係機関などが連携し、ケアラー支援の仕組みが構築・推進されていくことの後押しになる「条例」となることを望みます。	本条例のもと、道民の方々などにケアラー支援に関する理解を深め、道民や市町村、事業者、関係機関及び支援団体と連携を図りながら、ケアラーの方々とその家族等への支援を一層推進してまいります。ご意見につきましては、案と同様の趣旨と考えております。 B
ヤングケアラー支援に関しては、各地域において学校と福祉部局が連携して対応する必要があり、市町村ごとに、学校や児童福祉、生活保護、高齢者福祉、障がい福祉などの関係部局が、要保護児童対策地域協議会のようなチームによって家庭単位で支援する仕組みが必要と考える。 例えば、学校では誰が、どのように福祉部局と連携するかなど、具体的な連携要素や仕組みについて道が例示することで、市町村における仕組みづくりが推進するものとする。	ヤングケアラーへの支援については、学校の気づきによる早期発見と福祉部門との連携により支援に繋げていくことが重要であると考えております。このため、道としては、各市町村における支援の仕組みづくりを進めていく必要があると考えており、ご意見につきましては、案と同様の趣旨と考えております。 B

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>ヤングケアラーの課題について、道が条例を制定することの意義は大変大きい。</p> <p>条例案では、社会的孤立を防ぎ、地域において早期に発見することなどが記載されているが、この条例を通じて、学校と様々な団体と行政が一体となり、ヤングケアラーの発見と適切な支援を行う具体的な施策と一体で進めていくことを期待する。</p>	<p>ヤングケアラーは、本人に自覚がないことや家庭内のデリケートな問題であることから表面化しにくいという課題があります。このため、市町村や学校を含む関係機関等と連携しながら、様々な場での早期発見や気軽に相談しやすい場の確保に努め、本人の意向を踏まえた適切な支援に結びつくよう努めることとしております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>介護者の支援に特化した条例の制定により、介護者の日常生活上の介護環境の改善に直結することを期待するとともに、介護者が、介護を継続できるように、利用しやすい多くの施策やサービスができることを望む。</p>	<p>本条例のもと、道民や市町村、事業者、関係機関及び支援団体と緊密に連携を図りながら、ケアラー支援を一層推進してまいりたいと考えており、ご意見につきましては、案と同様の趣旨と考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>社会福祉法が改正され（R2 法律第 52 号）、ケアを必要とする人の生活上の課題を把握し、包括的な支援体制を構築することが求められており、ケアを必要とする人を支えるインフォーマルケアラー（今回の条例でいうケアラー）もまた、支援を必要とする存在であることを踏まえる必要がある。</p> <p>ケアを必要とする人々のユニットを的確に把握し、必要とされる支援を組み立てる専門職及び関係機関の協働体制が不可欠であり、次のとおり追記することを要望する。</p> <p>「北海道は、地域共生社会の実現を図る包括的支援体制に関わるケアラー支援について関係機関との連携を図るものとする。」</p>	<p>基本理念において、ケアラーの方々については、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、地域社会全体で支えることとしており、この基本理念にのっとり、道の責務として、幅広い分野の施策を総合的かつ計画的に実施することとしております。</p> <p>また、基本的施策において、市町村や支援団体、関係機関における情報共有や必要な人材の育成などを行いながら、市町村との緊密な連携のもと、ケアラーが相談することができる場の確保やケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりを推進することとしており、ご意見につきましては条例の趣旨と同様のものと考えております。</p> <p>ケアを必要とする人の生活上の課題を把握し専門職などによる包括的な支援体制の構築は非常に重要であり、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>道がケアラー支援条例を制定することは、超高齢化社会が進行しているもとで時宜にかなったこと。</p> <p>介護保険制度が国民や道民に十分に周知されていないために、ご家族がその重責を担わなければならないものと判断されているようである。</p> <p>介護支援専門員は、介護保険制度の要の役割を担う職責にあるものとして、制度の利活用を道民に広く知らせていく責務があると考えている。</p>	<p>ケアラーの方々の負担軽減のためには、公的な介護・福祉又は医療に関するサービスが、ケアラーにより援助を受けている方に効果的に利用されることが重要であることから、引き続き、介護支援専門員との連携のもと制度の周知が必要と考えております。ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>「ケアラー」より「介護者」という用語が一般的との印象がある。</p> <p>条例素案は支援を行う家族の側に沿った内容で、社会全体で支えていく内容と感じるが、実際にどのような支援体制を整えていくかが重要ではないか。</p>	<p>道では、ケアラーの方々の状況に応じた支援策を市町村や関係機関、学校などが連携し、地域において展開していくことが重要と考えており、ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>北海道ケアラー支援条例は必要。 特にヤングケアラーを支援して欲しい。あなたが1人で頑張らなくてもいい」と言える社会であって欲しい。税金は、自分以外の誰かが困っているときにこそ、使われるお金であって欲しい。</p>	<p>ヤングケアラーへの支援は、本人の意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、心身ともに健やかに育成され、適切な教育の機会が確保されることが重要であると考えております。また、支援のための施策につきましては、推進計画を定め、総合的かつ計画的に進めてまいります。ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>複合的な課題を抱えるケアラー・ヤングケアラーへの支援に対する課題を整理し、関係機関と連携しながら解決していくためには、ソーシャルワークの視点が重要であり、これを担う人材として社会福祉士の活用を検討してほしい。</p>	<p>ケアラーの方々は、年齢や置かれている状況が様々であり、市町村や道民の皆様、事業者、関係機関、支援団体などと連携し、ケアラーが安心して暮らしていくことができる環境整備が重要と考えております。ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>年齢にかかわらず、ケアラーが生じるのは根本的に福祉の貧困が原因であり、それを放置してブームに乗る程度の意識で支援条例を作っても、ケアされる側を追い詰めるだけではないのか。 また、家庭での手伝いとヤングケアラーとの境界線を具体的にどう考えているのか。具体的な定義もなく行政の勝手な思い込みで家庭に何でも干渉できる権力を与えることは非常に大きな問題であり、明確な定義が必要ではないか。</p>	<p>本道は、高齢化が進行しているほか、人口に占める障がいのある人の割合も年々上昇しており、今後もケアを必要とする方の増加が見込まれる中、家族や身近な人の世話をしているケアラーの方への支援や、社会問題となっているヤングケアラーへの支援を道民の方々などのご理解とご協力のもとで進めるために条例を制定することとしたところです。 また、ヤングケアラーについて、年齢や成長の度合いに見合わない過度な責任や負担を負うことで子どもらしい成長や学びに影響が生じることなどが無いよう支援をしていきたいと考えており、ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>当条例は、ケアラー支援体制を構築するための第一歩であり、道としては、この条例を基に、有識者等が参加した形で総合的かつ具体的な施策を一日も早く作り上げていただくことを切に希望する。</p>	<p>道では、学識経験者や当事者団体、相談支援機関の代表者などで構成する有識者会議を設置し、これまでケアラー支援について議論を重ねてきたところでもあります。 ご意見のとおり、条例制定後も引き続き、有識者会議で議論を行うなどしながら、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>次のとおり修正すべき。</p> <p>○目的 「ケアラーの人権尊重」を入れ、子どもの権利条約の「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」についても条文を踏まえ、これらの趣旨を明記する。</p> <p>○基本理念 (1)に「ヤングケアラー自身が、自らの生活に関わる事柄について道や道民、事業者や関係機関、ケアラー支援政策に対し自由に意見を表すことができ、その機会は保障されなければならない」を追加する。 (3)に「ケアラー本人」を追加する。 (5)に「ヤングケアラー本人の意向を踏まえた上で」とあるが意向の前に「絶対に」を入れる。 (5)に「適切な教育の機会が確保される」とあるが、確保の前に「並びにもって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長し、自由に遊ぶ機会が」を追加する。</p> <p>○責務・役割 (1)「責務を有します」ではなく「義務を負う」にする。 (2)「支援を行います」ではなく「支援を行う義務を負う」にする。 (3)「連携を図るものとします」ではなく「連携を図る義務を負う」にする。</p>	<p>文案に関するご意見につきましては、次のとおり考えておりますことから、原文のままとさせていただきますので、ご理解ください。</p> <p>○目的 「ケアラーの人権尊重」につきましては、基本理念に全てのケアラーが個人として尊重されることについて、また、子どもの権利条約の各条文趣旨につきましては、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、適切な教育の機会が確保されるように行わなければならないことを規定しており、ご意見の趣旨については条文に含まれております。</p> <p>○基本理念 (1) ヤングケアラーの意見表明の保障につきましては、(5)にヤングケアラー本人の意向を踏まえた上で適切に支援を行うことについて、また「Ⅱ 基本的施策」の12では、道は、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使ことができ、かつ、その意見が適切に反映される環境の整備に努めることを規定しており、ご意見の趣旨については条文に含まれております。</p> <p>(3) ケアラーが他のケアラーを支援する場合も想定されますが、その場合は支える側のため「道民」に含まれております。</p> <p>(5) 基本理念は、ケアラー支援に当たってのあるべき考え方を示しているものであり、「なければならない」という文言を用いております。</p> <p>(5) ヤングケアラーの権利に関する追記につきましては、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成されることを規定しており、ご意見の趣旨については条文に含まれております。</p> <p>○道の責務 道の責任や義務のもと行うことを規定しているため、このような文言を用いております。</p>

D

2 「目的・基本理念」(12件)

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>「基本理念」の中に記載されている、ケアラーから援助を受けている人を表す文言がわかりにくいいため修正すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ケアラーから援助を受けている人を表す文言を「ケアラーが介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」から、「ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者」に修正することとします。</p>

A

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>ヤングケアラーの支援は、生活環境の整備や、家族全体を支援することが大事であるので、「また、ヤングケアラーの支援は、子どもを取り巻く生活環境の整備や、家族全体を支援することも一体的に行われなければなりません。」と追記すべきではないか。</p>	<p>「基本理念」では、ヤングケアラーも含めたケアラーの方々に対する支援は、家族全体の支援と一体的に行う旨を定めることとしておりますので、ご意見につきましては、案と同様の趣旨と考えております。</p> <p style="text-align: right;">B</p>
<p>高齢者を介護している世帯にとって「夢や希望を持って」の表現に違和感がある。また、高齢者にとって「ケアラー」はなじみが薄くわかりにくい。</p> <p>基本理念の「～しなければならない」について、このように強いニュアンスで規定しなければならないのか。</p>	<p>この条例は、ヤングケアラーを含む全てのケアラーの方々が、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指しているものであります。</p> <p>また、家族等がお世話をしている相手は高齢者や障がいのある人、病気の方など幅広いほか、子どもがきょうだいのお世話をしている場合もあることから、家族等のお世話をしている方を「ケアラー」としております。</p> <p>基本理念について、ケアラー支援を効果的に進めていくためには、個人の尊重のほか、道民や関係する方々との連携、ケアラーとその家族などへの一体的な支援が必要と考え、「～しなければならない」といった表現をしており、こうした基本理念の趣旨についても普及啓発に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>制定目的に「全てのケアラーとその家族等が」とあるが、ケアラーと家族等を同等に支援することは、条例の趣旨を逸脱するのではないか。</p>	<p>ケアラーの方々の負担を軽減するためには、介護などが必要な家族を公的サービス等の利用に繋ぐことも重要であることから、ケアラーとその家族等への一体的な支援を進めてまいります。ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>「基本理念」について、「ケアラー支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければならない。」とあるが、ケアラー自身が高齢で介護をしている老老介護や障がいや疾病を抱えながらケアラーの役割を担っていることもあり「心身の状態」も記載すべきではないか。また、基本理念に記載されているヤングケアラー支援に関する理念と同様、「ケアラー本人の意向を踏まえる」旨についてもわかりやすくするために記載すべきではないか。</p>	<p>「基本理念」に掲げたケアラーの置かれている状況とは、家庭の状況や心身の状態なども含めております。また、基本理念の考え方として、ケアラーへの支援については本人の意向を踏まえつつ行われるものでありますが、ヤングケアラーについては表面化しにくいことから、子どもの権利の尊重の観点から規定することとしたところであります。こうした視点を普及することは重要であり、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>「基本理念」の「周囲から大切にされ」の文言は削除してもいいのではないか。また、「将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができるよう」とは、ヤングケアラーに限定しそうな文言で修正した方がよいのではないか。</p>	<p>家族がお世話をするのが当たり前との考え方がある中、ケアラーは周囲の理解が得られず、誰にも相談できないまま社会から孤立していくことが心配されることから、周囲から大切にされることについて規定したものです。また、この条例の目的は、全てのケアラーとそのご家族等が孤立することなく、健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指しているものでありますことから、原文のままとさせていただきますのでご理解願います。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>「基本理念」の「心身ともに健やかに育成され」との言い方は、子どもが受け身の立場に置かれているように受け取れるため、「心身ともに健やかに成長し」が良いと考える。</p> <p>また、道の責務のみ「連携」で、道民等の各役割は「協力」という表現になっています。対等な関係でないように受け取られるので、全て「連携」が良いと考えます。</p>	<p>基本理念については、ケアラー支援を進めるための考え方を示しているもので、ヤングケアラー支援に関し、心身ともに健やかに育成されるよう行われなければならない旨、規定することとしています。</p> <p>また、「道の責務」については、道が自ら主体となって、ケアラー支援に関する施策を実施するにあたり道民等と連携を図ることを定めたもので、他の規定は、道民等に対し、その他の機関が主体となって取り組む施策や活動に協力いただくことを役割として定めたものでありますので、ご御理解願います。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>目的にある「家族等」の「等」とは、どのような対象を指すか。</p>	<p>「等」につきましては、ケアラーの方々から見て、ケアラーの家族以外にお世話をしている親族や友人等のことです。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>施設入所を希望する家族と希望しない高齢者の場合や、虐待事案における生命・財産の保護の観点から必要と考えられる世帯分離の希望の有無など、家族間の状況によって、基本理念の「将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができるように行わなければなりません」に反することにならないか危惧する。表現として整理が必要ではないか。</p>	<p>ご提示いただきました事案に対しましても、市町村を含む関係機関等が連携し、ケアラーとその家族等の双方が夢や希望をもって暮らすことができるよう支援すべきものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>「社会全体で支えるような」と表現があるが、その他の項目では「地域づくり」という用語が散見される。条例でいう「社会」はどのくらいの範囲なのか。また、「地域づくり」とは同義なのか、又は異なるものなのか。</p>	<p>この条例での「社会」とは、ケアラーを取り巻く社会全体を指しております。</p> <p>「地域づくり」とは、ケアラーの方々が置かれている状況などに応じ、市町村や関係機関、学校などが連携し、ケアラーを支援していくことにより、ケアラーが安心して暮らしていくことができる地域をつくっていくことです。</p> <p style="text-align: right;">E</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>基本理念の「ケアラーがケアを提供する対象者その他のケアラーの家族に対する支援」について、例えば、民生委員児童委員が家族に対する支援を一体的に行うことは本来の趣旨と異なるのではないか。また、ケアラーである民生委員児童委員や友人、知人の家族も支援の対象となるのか。</p>	<p>民生委員児童委員であっても、家族等に対し、個人として、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている場合は、その方はケアラーであり、その家族等と一体的に支援を行うこととしております。</p> <p>ただし、当該民生委員児童委員が、委員の立場で他のケアラーの相談に応じるなどの支援を行う場合は、その方のケアラーとしてのお世話ではありません。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>基本理念の「適切な教育の機会」の意味について、その範囲は義務教育まで捉えているのか、また、学校への通学の有無を指すのか。</p> <p>捉え方によって支援のあり方が変わってくると考える。</p>	<p>ヤングケアラーが受けるべき適切な教育の範囲については、ヤングケアラーが社会人として必要とされる資質を養うことを目的として行われる教育全般を意味しております。</p> <p>このため、学校などで早期発見に努め、ヤングケアラー自身が置かれている状況を把握し本人の意向を踏まえた適切な支援に繋げるためにも関係機関が連携して対応することが必要です。条例では、ヤングケアラーの教育の場が確保されるよう学校を含む教育機関の役割を定めております。</p> <p style="text-align: right;">E</p>

3 「定義」（8件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>「支援団体」の役割がわかりにくいので定義付けるべき。</p>	<p>「支援団体」については、ケアラーの方々への支援を行う地域において組織された団体などであり、ご意見を踏まえ、定義に支援団体を規定することとします。</p> <p style="text-align: right;">A</p>
<p>ケアラーという表現について、対象者や支援者と考えられる世代で一般化できる表現となれば良いが、その世代の多くはカタカナ表現を敬遠するように思われる。</p>	<p>家族等がお世話をしている相手は高齢者や障がいのある人、病気の方など対象が幅広いほか、子どもがきょうだいのお世話をしている場合もあることから、家族等のお世等をしている方を「ケアラー」としております。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>事業者については、「事業者の役割」で雇用について配慮をするように記載があるが、事業者が何を表しているのか分かりづらいため、定義に民間企業や職域に関する文言を規定して、わかりやすい表現とすべきではないか。</p>	<p>事業者とは、道内で事業活動を行うもの全てのことであり、条例では定義を定めておりませんが、それぞれの事業者にご協力をいただきたいことなどについて、わかりやすい周知に努めてまいりたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>ヤングケアラーの定義を18歳未満としているが、18歳を迎えた高校3・4年生について、ヤングケアラーの定義に含めるかまたは同等の配慮をお願いする。</p> <p>18歳に達してもその多くが全日制高校3年生に在籍しており、定時制高校生は基本的に4年生の19歳での卒業年齢となる。それらの社会人として大切な準備時期を迎えた高校生が、ケアラーと学業の両立を図る努力をしていることを考えると、基本理念にあるように適切な教育の機会を確保するという観点から、ヤングケアラーとしての支援の幅を上を拡大することが必要と考える。</p>	<p>国のプロジェクトチームの報告書では、ヤングケアラーの定義を「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童を指す。」としていることから、児童福祉法における「児童」の定義である18歳未満としています。施策を進める上では、ヤングケアラーが18歳に到達した場合であっても、置かれた状況に応じ、適切な支援が途切れることなく継続していくことが必要と考えており、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>「無償」の定義がわかりにくい。介護を職業としている人と区別する必要があるのなら有償・無償といった言葉による区別ではなく、例えば、「職業として介護を行う（介護を生業としている）者を除く」といった定義のほうが適切ではないか。</p>	<p>この条例では、業として対価を得ている場合以外の場合でお世話をする方をケアラーとしていることから「無償」の文言を加えております。例えば介護職員であっても、仕事とは別に、自宅で親のお世話をしている場合はケアラーとなります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>
<p>「ケアラー」の表現や考え方について、なじみがなくわかりにくいので、どのように整理するのか。</p>	<p>家族等がお世話をしている相手は高齢者や障がいのある人、病気の方など幅広いほか、子どもがきょうだいのお世話をしている場合もあることから、家族等のお世等をしている方を「ケアラー」としております。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>ケアラーの定義において、無償で日常生活上の世話という用語の定義からすると、民生委員児童委員、保護司や地域で声かけするボランティア、地域住民等も含まれるように読める。</p> <p>このため、誰がケアラーなのかわかりづらいため、どのように理解すればよいか。</p>	<p>民生委員児童委員、保護司によるそれぞれの法に基づいた活動は、ケアラーとしてのお世話ではありません。また、ボランティアや地域住民の方々が組織的な活動として行っている場合はケアラーとは考えておりませんが、個人としてお世話している場合は、その内容によって、ケアラーかそうでないか分かれるものと考えております。</p> <p style="text-align: right;">E</p>
<p>「事業者」、「関係機関」、「支援団体」の違いがわかりにくい。例えば職能団体はいずれに該当するか。</p>	<p>事業者とは道内で事業活動を行うもの全てを指し、関係機関や支援団体は定義のとおりであります。それぞれの立場はケアラーの方々との関わり方により異なります。</p> <p>例えば、地域包括支援センターがその業務でケアラーと関わる場合は「関係機関」となりますが、雇用主の立場で従業員と関わる場合は「事業者」となります。</p> <p style="text-align: right;">E</p>

4 「責務・役割」（6件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>「道民の役割」について、「ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について」とあるが、家族間の人間関係や被介護者とケアラーとの関係性が影響していることが少なくないため、「人間関係」を規定すべきではないか。</p>	<p>「人間関係」については、「ケアラーの置かれている状況」に含んでおりますが、道の実態調査の結果でも、介護など援助が必要な人との人間関係に悩んでいる方がおられることは承知しており、ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>「関係機関の役割」に次の事項を追加記載願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護職は、患者さんの外来受診・入院時、訪問看護サービスの提供など、あらゆる年代の個人、家族を対象とした実践現場において、ケアラーの状況を把握し、関係機関と連携するなどにより、積極的に支援に努めるものとします。 ○ 行政機関等で働く保健師は、家族に病気や障がいのある人や要介護者がいる場合には、その世話・介護の実態を把握し、保健・医療・福祉・教育機関等様々な関係部署と連携をはかり、顔の見える関係や仕組みづくりに努めるものとします。 	<p>条例には、職種を限定した役割を盛り込むことはしておりませんが、ケアラー支援に向けた看護師や保健師の役割としては貴重なご意見であり、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>基本理念にある、ケアラー支援を適切に行っていく表現について、「適切に」を強調する必要があるのか。</p> <p>また、支援団体のこれまで果たしてきた活動を踏まえ、「役割」を課すのではなく、活動を推進させるため埼玉県条例のように「支援団体による支援の推進」を設けてはどうか。</p>	<p>ケアラー支援は、ご本人の状況やご意向を踏まえつつ、効果的な支援を行うことが大切であるとの考えのもと、「適切に」という文言を加えておりますのでご理解願います。</p> <p>支援団体については、ケアラーを支援する上で重要な役割を担っていることから定義づけを行うこととしたものであり、また、道としては、支援団体とも相互に連携を図りながら、ケアラー支援を進めていくこととして考えております。ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>ケアラー支援を進めていく上で、市町村の役割が大きいと考えるが、「市町村の役割」を条例に明記すべきではないか。</p>	<p>市町村は道と同様に地方公共団体として保健、医療、福祉など幅広く施策を推進する立場にあることから、役割としては規定しておりません。</p> <p>このため、道は、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、道の責務において、条例の主旨に合致した施策を市町村が実施できるよう、助言等の支援を行うとともに、相互に連携を図ることを規定しているところであります。</p> <p style="text-align: right;">D</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
市町村の役割は規定されないのか。それとも関係機関に含まれるのか。	市町村は道と同様に地方公共団体として保健、医療、福祉など幅広く施策を推進する立場にあることから、役割としては規定していません。 このため、道は、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、道の責務において、条例の主旨に合致した施策を市町村が実施できるよう、助言等の支援を行うとともに、相互に連携を図ることを規定しているところであります。 E
関係機関や支援団体の構成員がケアラーである可能性についても考慮すべきであり、事業者のみ規定しているのはなぜか。	関係機関や支援団体であっても、雇用している従業員に対しては「事業者」として、ケアラーである可能性があることを認識の上、ケアラーである従業員を支援することとなりますので、「事業者」の定義にその旨を規定しております。 E

5 「基本的施策」(20件)

意見の概要	意見に対する道の考え方
「ケアラーの早期発見及び相談の場の確保」について、早期発見のための気づきの場として「学校及び地域における気づき」としているが、「事業者」に関しても早期発見の場となるため規定すべきではないか。	ケアラーの早期発見の場としては、学校や地域のほか、職場を含む様々な場による気づきが考えられることから、ご意見を踏まえ、「学校、職場、地域その他の様々な場における気づき」に修正することとします。 A
ケアラー支援を進めていく上で、ケアラーが相談しやすい環境と利用しやすいサービス等を広げ情報発信し、個々の状況に合わせた支援が必要。 自分の置かれている状況が理解できないことが多いと感じるヤングケアラーについては、行政機関や教育委員会、学校現場などの素早い対応が必要。国の大きなリードを求める。	道では、ケアラーの方々の相談体制の充実が重要と考えているほか、介護が必要な方などに公的サービス等の効果的な利用を一層促進していく必要があると考えております。 また、ヤングケアラーについては、本人に自覚がないことなどもあり発見しにくいことから、学校や市町村、関係機関、地域の方々などとの連携を図りながら、早期に発見し支援に繋げることが重要と考えており、ご意見につきましては、案と同様の趣旨と考えております。 B
制度やサービスが有効的なものとなるためには、周知が非常に重要と思われる。福祉の制度やサービスは知っている人しか知らない、その立場にならないければ知ろうとしないということが多いため、様々な分野の方に意見を求めて検討するなど、効果的に周知することが必要と考える。	ケアラー支援を進めるためには、介護など援助が必要な方に公的サービスなどの効果的な利用を促進することが重要であり、市町村や関係団体と連携しながら制度の一層の普及啓発が必要と考えております。ご意見につきましては、今後施策を推進していく上での参考とさせていただきます。 C

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>ケアラーの相談に応じる人は、ケアラー経験者が望ましい。</p> <p>また、相談に応じる人の年代、性別、どのようなケアを行っていたか等が情報として示されると、相談しやすくなるのではないかと思います。</p> <p>また、相談方法は対面に限らず、若い世代の人が相談しやすい方法を取り入れたり、予約しなくとも相談出来る時間帯があると良いと思う。</p>	<p>ケアラーの方々は年齢や置かれている状況が様々であることから、悩みや意向などを十分に伺って適切な支援に繋げていくことが必要であり、そのためには、ケアラーから相談を受ける職員の役割や相談窓口の確保は大変重要と考えております。ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>「ケアラーを支援するための地域づくり」に次の事項を追加記載願いたい。</p> <p>「ヤングケアラーについては、実態の把握や支援、法整備が十分でないことから、相談しやすい環境づくりや子どもが安心して話す場、情報を共有するための拠点を整備する。」</p>	<p>ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることから、自身の悩みを他者に相談しにくいことが想定されます。このため、ご意見のとおり、子どもが安心して話をしたり相談できる場を確保していくことが重要と考えており、ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>孤立した家庭と、それでも関係を作ろうと扉を叩いてくれる人はまずいません。</p> <p>公的なサービスには必ず隙間や谷間のような、そこから漏れる人がいます。家族同士でも、誰が（子どもが）どのような負担を抱えていたのか察することができないこともあります。</p> <p>介護は会ってすぐ出来る行為では無いと思います。信頼関係の元に成り立つと考えると、一朝一夕には助けてあげられない（させてもらえない）と思います。何が解決に繋がるのか、市町村毎に協議会を設けて当事者家族を交えて話し合う機会を作りたいです。</p>	<p>お世話が必要な方がいる家庭では、親や子ども、きょうだいの方などが様々な想いや悩みを抱えている場合があると思います。また、障がいがある人もない人も隔てのない社会にしていく必要があると考えており、一層取り組んでいかなければならないと考えております。</p> <p>困っている方々が孤立したり、悩みを抱えたまま暮らすことがないよう、市町村などと一体となって、皆様が安心して暮らしていくことができる地域づくりを進めてまいります。ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>地域づくりのひとつに、ケアラーコミュニティを作って気軽に同年代で話せる場があると良い。</p> <p>対面の場合でも、コミュニティサイト上でも良いので、気持ちが大変つらい時に吐き出せる場所が必要で、それを紹介することも必要だと思う。</p>	<p>ケアラーの方々が交流しお話をしたり理解しあう場は、非常に大切なものであると考えております。</p> <p>道が実施した実態調査でも同様のご意見があり、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>ヤングケアラーについて、近くで気になる家庭を見かけた場合等は、どこに連絡すべきかわ迷わずに通告することができるよう、児童虐待のように、誰もが電話をかけられるようなダイヤルを作り、相談できる場所や孤立させない基盤となる場を作る必要がある。</p>	<p>ヤングケアラーは、本人に自覚がないことや家庭内のデリケートな問題であることから、学校や地域における早期発見が大変重要であり、関係する方々の適切な相談対応や見守りが大切であると考えております。ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>児童に対して、どういう状況であることがヤングケアラーにあたるのか、また、自分がそうなった場合に、誰に、何処に相談すればよいかと言うことを学ぶ機会を与える文言を加えた方が、素案に書かれている関係機関が行う相談等の支援によりスムーズに繋がると考える。</p>	<p>ヤングケアラーについては、年齢や置かれている状況によって様々であるほか、相談先も地域によって様々であることから、ご意見のような規定はしてありませんが、子ども自身が家族へのお世話などについて、身近な人に相談できるよう努めていく必要があると考えており、ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>ヤングケアラーとケアラーの自立に向けた「相談窓口の設置」「啓発・学習の機会」を福祉の現場において充実させ、特に高校生を含むヤングケアラーが自らを客観的に認識し、ここに相談すれば間違いないという安心感を持つことができる相談先が確保されることを望む。</p>	<p>道では、ケアラーの早期発見に向けて、市町村・関係機関などにおける情報共有、学校及び地域における気づき、相談に応じる人材の確保、市町村や関係機関などが緊密に連携しケアラーの方々が相談することができる場の確保について促進していきたいと考えております。また、子ども自身が身近な方に相談できるよう、学校など関係機関と連携しながら普及啓発に努めていく考えであり、ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>ヤングケアラーの状況は千差万別である。 こうした条例ができることは前進的であるが、当事者が意見を表明する機会が与えられていない印象があったため、目的や基本理念など関係箇所を表現を修正すべき。 一方的に支援するのではなく、当事者を巻き込んで個々の状況に合わせた支援を行うべき。</p>	<p>子どもの意見表明につきましては、基本理念において、ヤングケアラーの支援はヤングケアラー本人の意向を踏まえた上で適切に行われることを規定しており、併せて、子どもの権利及び利益の尊重につきましても基本理念に規定しております。 子どもの意見を踏まえつつ、適切に支援が行われるよう規定しておりますが、ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>ケアマネジャーと同様な役割を持つ存在が高齢者以外にあると良いと思う。ヤングケアラーについては、子どもであり大人に対して相談することは難しい。ケアラーが気軽に相談できる相手や場所が存在し、ケアラーの状況によって第三者が支援機関に通報することが出来るようにしてはどうか。</p>	<p>ケアラーの方々が身近で気軽に相談できる環境を整えていくことは重要なことであります。特に、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であり相談しにくいことが想定され、学校や地域の方々などの気づきにより支援に繋げていくことが重要と考えており、ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>従業員が突然ケアラーの立場となった時、申請などで働き方を変更できる制度があれば介護離職の防止に繋がるのではないかと。 また、勤務時間帯や勤務曜日の選択肢が多くあるとケアラーが働きやすく、働き口が見つかる可能性が増えるのではないかと。</p>	<p>条例には、事業者の役割として、従業員の意向を尊重しつつその勤務の体制を定めるに当たっての配慮、情報提供や必要な支援を行うよう努めることを規定しており、事業者への理解を深めながら、ケアラーの方々が働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。ご意見につきましては、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>会社と労働者がともに守られる体制づくりが必要である。支援の充実に期待。</p>	<p>ケアラー支援について、事業者の理解が深まるよう普及啓発を進めてまいる考えです。</p> <p>また、市町村や関係機関などと連携を図りケアラー支援の充実に努めてまいる考えであり、ご意見につきましては、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>企業でもケアラーの相談ができるような体制を構築することが望ましく、ライフサポートケアマネジャーの活用も検討いただきたい。</p>	<p>ケアラーが離職することなく、安心して仕事をししていくためには、職場における支援も重要であります。ご意見につきましては、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>介護を必要としている方が家族内にいることでの心理的なことや外出制限への制度上のサポートが不十分だと思います。</p> <p>また、ケアラー自身のグリーフケアを「地域づくり」に組んでいただきたい。</p> <p>要介護者が突然亡くなったり、施設入所したりすることはケアラーの役割も終了になることです。</p> <p>これまでの貢献と知恵をケアラーの輪に転化していくことが望まれます。</p>	<p>介護が必要な家族のお世話をすることにより、ケアラーの方々やそれ以外の家族等が自分の時間を持つことができなくなったり、行動が制限されることがないように、一層取り組んでいく必要があると考えております。また、ケアラーの方が、ご自身の経験を踏まえ同じケアラーの方のお話を聞いたりアドバイスする活動は、意義が高いものと考えており、ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>雪に対する障がい者への支援は、所得制限など市町村によって様々です。介護者以外の同居家族が存在しない場合にはケアラーに大きな負担があり、その様な家庭には地域で支援する形が必要だと思う。</p> <p>また、ケアラーが社会的な給付や公的サービスなどを受けることで、ケアラーが社会から認められたものになるのではないかと。</p>	<p>道では、ケアラーの方々安心して暮らすことができる地域づくりを目指しており、市町村などと連携しながら地域の実情に応じたケアラー支援に取り組んでまいりたいと考えております。また、国におけるケアラーの方々への給付等につきましては承知しておりませんが、ご意見につきましては、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
<p>基本的施策として、「定期的な調査」を加えるべきではないか。</p>	<p>令和3年度に実施したケアラー実態調査により、ケアラーの方々の抱える課題や求める支援について、一定程度把握することができたものと考えておりますが、ご意見につきましては、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p> <p style="text-align: right;">C</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>ヤングケアラーへの支援としては、教育も大切であるが、特に、養育が重要であると考えます。</p> <p>本条例の制定によって、個々の事情が異なるヤングケアラーの支援について、どのような手立てが考えられるのか。</p>	<p>この条例の目的は、年齢や置かれている状況が様々なケアラーとご家族等に対して一体的に支援することで孤立を防ぎ、全てのケアラーやご家族等が健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現を目指しているものです。</p> <p>そのためにも、道民の皆様や職場、学校のご理解をいただくための普及啓発を促進し、行政や関係機関等が連携・協力してヤングケアラーを含むケアラーの早期発見や相談の場の確保等に努め、ケアラーの援助に対象者を公的サービスに繋げるなどのケアラーの負担を軽減するための地域づくりを進めていくこととしております。</p>
<p>「自らの意見を表明する権利」について具体的にどのようなことか。また、「支援に反映される環境」とは、具体的にどのような環境を想定しているのか。</p>	<p>「自らの意思を表明する権利を行使する」については、ヤングケアラー自身が自らの状況や考えを自由に学校や相談支援機関等に伝える権利を指しております。</p> <p>また、「支援に反映される環境」については、ヤングケアラーの意向を把握し、それを踏まえつつ、市町村や学校、関係機関等と情報共有しながら、適切な支援を行っていく環境のことであります。</p>

6 「その他」（2件）

意見の概要	意見に対する道の考え方
<p>道条例制定に伴い栗山町条例の見直しに向けた助言等必要な支援を行う必要がある。</p>	<p>栗山町の「栗山町ケアラー支援条例」については、町のご判断のもとで制定されているものであります。</p> <p>道としては、先行して条例を制定している栗山町をはじめ、各市町村と連携を図りながらケアラー支援を進めて行くとともに、必要な助言や支援を行っていく考えです。</p>
<p>道では、庁内担当部局の横断的な「北海道ケアラー支援推進連携会議」が設置されていることは、北海道の特徴ともいえるので明記した方が良いと考えます。</p>	<p>「北海道ケアラー支援推進連携会議」について条例には明記しませんが、ご質問の意図としては、ケアラー支援については、関係部局の連携が重要とのご意見と伺われますので、道としては、引き続き、本会議を活用し庁内関係部局が連携した上でケアラー支援を推進してまいります。</p>

問い合わせ先
 保健福祉部高齢者保健福祉課（地域支援係）
 電話 011-231-4111
 内線 25-669